

鹿 児 島 県 公 報

令 和 7 年 4 月 30 日 (水) 第 612 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 計量器の定期検査の実施 (商工政策課取扱い) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大島支庁取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 4

公 告

- 落札者等の公告 (市町村課取扱い) 5

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則 (※) (高校教育課取扱い) 5

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 6

告 示

鹿児島県告示第363号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和7年4月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南さつま市大浦町字船ヶ谷上12779番, 字掛橋16435番1, 16435番3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第364号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 4 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南九州市川辺町清水字山伏墓10407番, 10410番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第365号

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 7 年 4 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
令和 7 年 6 月 2 日	10 : 00 ~ 12 : 00	いちき串木野市	生福交流センター
令和 7 年 6 月 2 日	13 : 30 ~ 14 : 30	いちき串木野市	羽島交流センター
令和 7 年 6 月 3 日	10 : 00 ~ 15 : 00	いちき串木野市	いちきアクアホール
令和 7 年 6 月 4 日	10 : 00 ~ 15 : 00	いちき串木野市	いちき串木野市市民文化センター
令和 7 年 6 月 5 日	10 : 00 ~ 15 : 00	いちき串木野市	いちき串木野市市民文化センター
令和 7 年 6 月 6 日	10 : 00 ~ 14 : 00	いちき串木野市	いちき串木野市市民文化センター
令和 7 年 6 月 10 日	10 : 00 ~ 15 : 00	薩摩川内市	セントピア
令和 7 年 6 月 11 日	10 : 00 ~ 15 : 00	薩摩川内市	永利地区コミュニティセンター
令和 7 年 6 月 17 日	10 : 00 ~ 13 : 00	薩摩川内市	水引地区コミュニティセンター
令和 7 年 6 月 17 日	14 : 00 ~ 15 : 00	薩摩川内市	陽成地区コミュニティセンター
令和 7 年 6 月 18 日	10 : 00 ~ 12 : 00	薩摩川内市	峰山地区コミュニティセンター
令和 7 年 6 月 18 日	13 : 30 ~ 15 : 00	薩摩川内市	西方地区コミュニティセンター
令和 7 年 6 月 19 日	10 : 00 ~ 15 : 00	薩摩川内市	薩摩川内市中央公民館
令和 7 年 6 月 20 日	10 : 00 ~ 15 : 00	薩摩川内市	薩摩川内市中央公民館

令和 7 年 6 月 24 日	10 : 00 ~ 15 : 00	薩摩川内市	薩摩川内市中央公民館
令和 7 年 6 月 25 日	10 : 00 ~ 15 : 00	薩摩川内市	薩摩川内市中央公民館
令和 7 年 7 月 1 日	15 : 00 ~ 16 : 30	薩摩川内市	長浜港待合所
令和 7 年 7 月 2 日	9 : 30 ~ 13 : 30	薩摩川内市	手打地区コミュニティセンター
令和 7 年 7 月 2 日	14 : 30 ~ 15 : 00	薩摩川内市	子岳地区コミュニティセンター
令和 7 年 7 月 3 日	9 : 30 ~ 10 : 30	薩摩川内市	青瀬地区コミュニティセンター
令和 7 年 7 月 3 日	12 : 00 ~ 14 : 00	薩摩川内市	西山地区コミュニティセンター
令和 7 年 7 月 3 日	15 : 00 ~ 15 : 30	薩摩川内市	内川内地区コミュニティセンター
令和 7 年 7 月 4 日	9 : 30 ~ 12 : 00	薩摩川内市	鹿島公民館
令和 7 年 7 月 8 日	13 : 30 ~ 15 : 00	薩摩川内市	上甌総合センター
令和 7 年 7 月 9 日	9 : 30 ~ 15 : 00	薩摩川内市	里定住センター
令和 7 年 7 月 14 日	10 : 00 ~ 15 : 00	薩摩川内市	入来体育館
令和 7 年 7 月 15 日	10 : 00 ~ 15 : 00	薩摩川内市	樋脇総合体育館
令和 7 年 7 月 16 日	10 : 30 ~ 15 : 00	薩摩川内市	祁答院公民館
令和 7 年 7 月 17 日	10 : 30 ~ 15 : 00	薩摩川内市	東郷共同福祉施設
令和 7 年 7 月 18 日	10 : 30 ~ 15 : 00	薩摩川内市	東郷共同福祉施設
令和 7 年 7 月 23 日	11 : 00 ~ 16 : 00	さつま町	さつま町薩摩農村環境改善センター
令和 7 年 7 月 24 日	9 : 30 ~ 11 : 30	さつま町	さつま町薩摩農村環境改善センター
令和 7 年 7 月 24 日	13 : 00 ~ 16 : 00	さつま町	さつま町鶴田体育館
令和 7 年 7 月 25 日	9 : 30 ~ 12 : 00	さつま町	さつま町鶴田体育館
令和 7 年 8 月 5 日	10 : 30 ~ 16 : 00	さつま町	さつま町宮之城総合体育館
令和 7 年 8 月 6 日	9 : 30 ~ 16 : 00	さつま町	さつま町宮之城総合体育館
令和 7 年 8 月 7 日	9 : 30 ~ 12 : 00	さつま町	さつま町山崎地区公民館

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり, 分銅及びおもり

3 指定定期検査機関の名称

一般社団法人鹿児島県計量協会

4 その他

特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により, 特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は, 令和7年6月2日から令和8年2月27日までとする。

大隅地域振興局告示第13号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により, 次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和7年4月30日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所支援事業所	曾於市末吉町二	株式会社 T & K	始良市西餅田	岡井 貴宏	令和7年	放課後等

ここカラ	之方6387-1		2018番地2		4月1日	デイサービス
------	----------	--	---------	--	------	--------

大隅地域振興局告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 4 月 30 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ハレレア	鹿屋市札元二丁目3734番地4	特定非営利活動法人グランシーハーツ	鹿屋市笠之原町3580番地2	稲森 一郎	令和 7 年 4 月 3 日	共同生活援助

大隅地域振興局告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 4 月 30 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		指定一般相談支援事業者			廃止年月日	地域相談支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会就労支援センターのどか園	曾於市末吉町諏訪方10231番地	社会福祉法人大多福会	曾於市末吉町諏訪方10231番地	福永 俊一	令和 7 年 4 月 1 日	地域移行支援・地域定着支援

大島支庁告示第5号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 7 年 4 月 30 日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援センターはごろもの郷	奄美市名瀬大字小宿2156番地	社会福祉法人公起会みらいあまみ	奄美市名瀬朝仁新町35番地23	西 公郎	令和 7 年 4 月 15 日	児童発達支援・放課後等サービス・保育所等訪問支援

大島支庁告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 4 月 30 日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はなだ	奄美市名瀬大字小湊字大金久126番地1	C E N C I A 株式会社	岐阜市三歳町五丁目24番地1	村上 栄里	令和7年4月1日	就労継続支援B型
あさぎ	奄美市笠利町大字屋仁中間68番地	株式会社 W o r k u p	岐阜市沖ノ橋町二丁目4番地2	垣内和太流	令和7年4月1日	就労継続支援B型
なみのつな	大島郡龍郷町秋名字西金久1319番5	株式会社 I C H I R O	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目13番28号	佐藤 教雄	令和7年4月1日	就労継続支援B型

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和7年4月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県内住民基本台帳ネットワーク通信機器の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部市町村課行政係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年4月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
N E C キャピタルソリューション株式会社九州支店
福岡市中央区天神一丁目10番20号
- 5 落札金額
29,521,800円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和7年2月7日

教育委員会規則

鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月30日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第9号

鹿児島県立中学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立中学校学則（平成26年鹿児島県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条中「，男女共学の別」を削り，同条の表を次のように改める。

名称	位置	生徒定員			
		第1学年	第2学年	第3学年	計

鹿児島県立楠隼中学校	肝属郡肝付町	60人	60人	60人	180人
鹿児島県立いろは中学校	鹿児島市				

第24条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の鹿児島県立中学校学則の規定は、鹿児島県立楠隼中学校における令和8年度の第1学年に在学する者から適用し、同年度の第2学年及び第3学年に在学する者並びに令和9年度の第3学年に在学する者は、なお従前の例による。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第42号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和7年4月30日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	e 女神のカフェテラスFLX	株式会社藤商事	510137
ぱちんこ遊技機	e マギアレコード魔法少女まどか☆マギカ外伝KRJ1	京楽産業、株式会社	510059
回胴式遊技機	LB マタドールⅢTT	株式会社北電子	530169